監事の監査に関する規程

（監事の職務）

1. 監事は、この法人の業務執行の状況を監査する。

２　この法人の財産の状況を監査する。

３ 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に

関して不正の行為、法令若しくは定款に違反する重大な事実があると発見した場合にはこれを総会、又は所轄庁に報告すること。

４　前号の報告をする為必要がある場合には総会を招集すること。

５ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

（附則） この規程は令和３年４月１日から施行する。